明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五）　二
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六）
○日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三七）　三
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三八）
○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三九）
○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（四〇）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四一）　四

〔府令・省令〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学・経済産業一**）　六

〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（**デジタル庁三**）　七

〔省　令〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**総務・文部科学一**）　九
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**法務五**）
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**同六**）　一三
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学三**）　一四
○児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働二八**）　一五
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**同二九**）　一五
○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業八**）　一六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛二**）　一七

〔告　示〕
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンについて関税定率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件（**財務五五**）　一八
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（**国土交通一三〇**）　一八

〔官庁報告〕
国家試験
令和五年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　一九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五号）（文部科学省）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八二号）の施行期日は、令和六年二月二六日とすることとした。

◇国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三六号）（文部科学省）

1　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成一五年政令第三六八号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二〇年政令第三一四号）について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八二号）の施行の日（令和六年二月二六日）から施行することとした。

◇日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三七号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和六事業年度において、令和五事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和七年二月二八日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九号）（財務省）

1　関税定率法の規定に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税の課税期間を令和一一年二月二五日まで延長することとした。（第一条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、令和六年三月一日から施行することとした。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇号）（厚生労働省）

1　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、令和五年度においては、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四一号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　児童福祉法第二一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定めることとした。また、当該手数料を減額し、又は免除することができる者等を定めることとした。

2　児童相談所設置市が指定障害児通所支援事業者の指定等に係る事務を処理する場合において、当該児童相談所設置市は、児童福祉法第二一条の五の一五第六項及び第七項（これらの規定を同法第二一条の五の一六第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく関係市町村に対する通知及び関係市町村からの意見の申出に係る事務を行わないこととした。

3　児童相談所設置市の長は、当該児童相談所設置市が定める市町村障害児福祉計画との調整を図る観点から、指定障害児通所支援事業者の指定等に関して自ら条件を付加することとした。

二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正関係（第三条関係）

難病の患者に対する医療等に関する法律第二七条の三に規定する匿名指定難病関連情報利用者が納付すべき手数料の額を定めることとした。また、当該手数料を減額し、又は免除することができる者等を定めることとした。

三　地方自治法施行令の一部改正関係（第四条関係）

1　指定都市又は中核市が指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務及び指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する事務を処理する場合において、当該指定都市又は中核市は、児童福祉法第二一条の五の一五第六項及び第七項の規定（これらの規定を同法第二一条の五の一六第四項において準用する場合を含む。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四一条第四項及び第五一条の一九第二項（同法第五一条の二一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づく関係市町村に対する通知及び関係市町村からの意見の申出に係る事務を行わないこととした。

2　指定都市又は中核市の長は、当該指定都市又は中核市が定める市町村障害福祉計画等との調整を図る観点から、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関して自ら条件を付加することとした。

3　指定都市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四八条の三の規定に基づく市町村に対する協力等に関する事務を行わないこととした。

四　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（第七条関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十五号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年二月二十六日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十六号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条、第十八条第三項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第二条の六」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条」を加える。

第三条第一項第五号中「独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を加える。

第九条第二項中「独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を加え、同条第四項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を、「農林水産大臣」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣」を加える。

第十六条第一項中「独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を加え、同条第三項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」を、「農林水産大臣」の下に「、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「第十八条第十号」を「第十八条第十一号」に改める。

附　則

この政令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十七号

日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の令和四事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（令和四年政令第五十五号）は、廃止する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十八号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年二月二十九日」を「令和七年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十九号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十六年二月二十九日」を「令和十一年二月二十五日」に改める。

第四条中「あつては当該」を「あつては、当該」に改め、「、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率」を削る。

附　則

この政令は、令和六年三月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（令和六年能登半島地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第九条　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の令和五年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十三条、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四の十第一項及び第二項並びに第五十九条の四第一項、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条の十第一項及び第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条（見出しを含む。）中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改める。

第二十六条の二の表第五十条第一項第二号の項中「第五十条第一項第二号」を「第五十条第一項第三号」に改め、同表第五十条第一項第三号の項中「第五十条第一項第三号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第五十条第一項第四号の項中「第五十条第一項第四号」を「第五十条第一項第五号」に改め、同表第五十条第一項第五号の項中「第五十条第一項第五号」を「第五十条第一項第六号」に改め、同表第五十条第一項第六号の項中「第五十条第一項第六号」を「第五十条第一項第七号」に改め、同表第五十条第一項第七号の項中「第五十条第一項第七号」を「第五十条第一項第八号」に改め、同表第五十条第一項第八号から第十二号までの項中「第五十条第一項第八号から第十二号まで」を「第五十条第一項第九号から第十三号まで」に改める。

第二十六条の十六（見出しを含む。）中「第五十一条の二十九第一項第九号」を「第五十一条の二十九第一項第十号」に改める。

第二十六条の十七の見出し及び同条第一項中「第五十一条の二十九第一項第十一号」を「第五十一条の二十九第一項第十二号」に改める。

第四十一条の表第五十条第一項第八号の項中「第五十条第一項第八号」を「第五十条第一項第九号」に改め、同表第五十条第一項第九号の項中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改め、同表第五十条第一項第十号の項中「第五十条第一項第十号」を「第五十条第一項第十一号」に改め、同表第五十条第一項第十一号及び第十二号の項中「第五十条第一項第十一号及び第十二号」を「第五十条第一項第十二号及び第十三号」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二　法第二十一条の四の十第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者（法第二十一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名小児慢性特定疾病関連情報（法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千百円とする。

前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第二十一条の四の十第一項の規定により国立成育医療研究センター等（法第二十一条の四の九に規定する国立成育医療研究センター等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第二十三条の三　法第二十一条の四の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第二十一条の四の二第一項第一号に掲げる者

二　法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

厚生労働大臣は、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十一条の四の十第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十一条の四の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、国立成育医療研究センター等が法第二十一条の四の二第一項の規定による匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、国立成育医療研究センター等）に提出しなければならない。

第二十五条の十二第一項及び第二項中「第二十一条の五の二十四第一項第九号」を「第二十一条の五の二十四第一項第十号」に改める。

第四十五条の三第一項中「必要な援助」の下に「、法第二十一条の五の十五第六項及び第七項（これらの規定を法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、同条第八項中「第二十一条の五の十七第五項」を「第二十一条の五の十五第八項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、法第二十一条の五の十七第五項」に改める。

第五十一条第二項中「（昭和三十年法律第百七十九号）」を削る。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（手数料の額等）

第十条　法第二十七条の十第一項の規定により匿名指定難病関連情報利用者（法第二十七条の三に規定する匿名指定難病関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名指定難病関連情報（法第二十七条の二第一項に規定する匿名指定難病関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに一万千百円とする。

2　前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第二十七条の十第一項の規定により医薬基盤・健康・栄養研究所等（法第二十七条の九に規定する医薬基盤・健康・栄養研究所等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第十一条　法第二十七条の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者

二　法第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十七条の十第一項の手数料を免除する。

3　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名指定難病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十七条の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、医薬基盤・健康・栄養研究所等が法第二十七条の二第一項の規定による匿名指定難病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、医薬基盤・健康・栄養研究所等）に提出しなければならない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「必要な援助」の下に「、同法第二十一条の五の十五第六項及び第七項（これらの規定を同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、「第百七十四条の四十九の二第一項第十九号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第三十四号」に改め、同条第七項中「第二十一条の五の十七第五項」を「第二十一条の五の十五第八項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第二十一条の五の十七第五項」に改める。

第百七十四条の三十二第一項中「指定等」の下に「、同法第三十六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十六条第八項（同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第八十八条第一項」に改める。

第百七十四条の三十六第一項中「確保」の下に「、同法第四十八条の三の規定による協力等」を加え、同条第六項中「第三十三条の八」を「第三十三条の七」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項中第三十七号を第三十八号とし、第十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　児童福祉法第二十一条の五の十五第六項及び第七項（これらの規定を同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「ならない」と」の下に「、同法第二十一条の五の十五第八項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と」を加え、同条第三項中「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第一項中「事務（」の下に「同法第三十六条第六項及び第七項（これらの規定を同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等」を加え、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十六条第八項（同法第四十一条第四項及び第五十一条の十九第二項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地から」と、同法第三十八条第一項」に改める。

（国立大学法人法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第二十九条の六第一項並びに第二十九条の七」を「第二十九条の八第一項並びに第二十九条の九」に改める。

一　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四号

二　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三号

三　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第一項第二号

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改める。

一　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）第一条第九号

二　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第七条第一項第三十八号及び第二項第四十号

第二章　経過措置

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前にされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十一条の十九第一項（同法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定又は指定の更新の申請であって、改正法の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～六　［略］ 七　機構法第十八条第七号に規定する助成金の交付に関する事項 八　機構法第十八条第八号に規定する施設及び設備の供用に関する事項 九　機構法第十八条第九号に規定する研究者及び技術者の養成及び資質の向上に関する事項	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～六　［同上］ ［号を加える］ 七　機構法第十八条第七号に規定する施設及び設備の供用に関する事項 八　機構法第十八条第八号に規定する研究者及び技術者の養成及び資質の向上に関する事項

十　機構法第十八条第十号に規定する大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項 十一　機構法第十八条第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 十二　機構法第十八条第十二号に規定する附帯業務に関する事項 十三～十八　［略］ （中長期計画の認可申請） **第二条**　［略］ ２　機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の規定により中長期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。 一　［略］ 二　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（次号及び第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣及び総務大臣 三　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣 四　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第六号及び第七号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣	九　機構法第十八条第九号に規定する大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項 十　機構法第十八条第十号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 十一　機構法第十八条第十一号に規定する附帯業務に関する事項 十二～十七　［同上］ （中長期計画の認可申請） **第二条**　［同上］ ２　機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の規定により中長期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（次号及び第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣及び総務大臣 三　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣 四　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和四年デジタル庁・総務省令第九号）の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）第二条第一号若しくは第十三号又は第三条第一号若しくは第十三号に規定する事務に係るものに限る。）	（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）第二条第一号若しくは第十二号又は第三条第一号若しくは第十二号に規定する事務に係るものに限る。）

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法別表第二省令第六条第一号、第十号又は第二十二号に規定する事務に係るものに限る。）

［三～七　略］

八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法別表第二省令第二十二条の三第一号、第二号、第六号、第八号、第十号、第十一号又は第十四号から第十六号までに規定する事務に係るものに限る。）

［九・十　略］

十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法別表第二省令第二十四条の二第一号、第二号、第十三号又は第二十二号に規定する事務に係るものに限る。）

［十二～十六　略］

十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法別表第二省令第三十一条の二の二第一号、第二号、第十四号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。）

［十八・十九　略］

二十　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第二十六号において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給（番号利用法別表第二省令第三十七条第一号、第二号、第五号若しくは第六号又は第三十八条第一号、第三号若しくは第四号に規定する事務に係るものに限る。）

［二十一～三十四　略］

三十五　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料の還付又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十一条第二号から第七号まで、第十一号から第十五号まで又は第十七号に規定する事務に係るものに限る。）

［三十六～四十五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この庁令は、令和六年三月一日から施行する。

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法別表第二省令第六条第一号、第八号又は第十九号に規定する事務に係るものに限る。）

［三～七　同上］

八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法別表第二省令第二十二条の三第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号から第十二号までに規定する事務に係るものに限る。）

［九・十　同上］

十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法別表第二省令第二十四条の二第一号、第二号、第十一号又は第二十号に規定する事務に係るものに限る。）

［十二～十六　同上］

十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法別表第二省令第三十一条の二の二第一号、第二号、第十二号又は第二十一号に規定する事務に係るものに限る。）

［十八・十九　同上］

二十　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第二十六号において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給（番号利用法別表第二省令第三十七条第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第三十八条各号に規定する事務に係るものに限る。）

［二十一～三十四　同上］

三十五　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料の還付又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十一条第二号から第七号まで、第十号から第十四号まで又は第十六号に規定する事務に係るものに限る。）

［三十六～四十五　同上］

省令

○総務省文部科学省令第一号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十七年総務省文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引） **第四条**　文部科学大臣（通則法第八条第三項に規定する不要財産が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。第十二条において「機構法」という。）第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号、第六号及び第八号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。以下「人工衛星等開発等業務」という。）に係るものである場合には、文部科学大臣及び総務大臣）は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。	（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引） **第四条**　文部科学大臣（通則法第八条第三項に規定する不要財産が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。第十二条において「機構法」という。）第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号から第七号までに掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。以下「人工衛星等開発等業務」という。）に係るものである場合には、文部科学大臣及び総務大臣）は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。
附　則	
この省令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。	

○法務省令第五号

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第四章　略］ 第四章の二　戸籍電子証明書等 第四章の三　電子情報処理組織による届出又は申請等の特例 第五章　［略］ 附則	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第四章の二　電子情報処理組織による届出又は申請等の特例 第五章　［同上］ 附則

第十一条　戸籍法第十条第三項（同法第十条の二第六項、第十二条の二、第四十八条第三項及び第百二十条の六第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

［一・二　略］

第二十一条　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

［一～七　略］

八　第七十九条の二の四第二項の規定による届出等であるときは、その旨

［②・③　略］

第四十八条　［略］

②　［略］

③　第一項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から五年とする。

第五十二条の二　戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求、届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求並びに同法第百二十条の六第二項において届書等情報の内容を表示したものの閲覧の請求及び届書等情報の内容に関する証明書の請求（以下この条において「証明書等の請求」という。）について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号イ並びに第十一条の三本文の規定を、同法第四十八条第三項及び第百二十条の六第二項において証明書等の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一条の五の規定を準用する。

第五十三条の四　［略］

［②～⑥　略］

⑦　第二項の書面及び第五項の取下げに係る書面の保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第五十九条の二　届書の用紙は、市町村長が複写機により複写することに適するものでなければならない。

第六十八条　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長（戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。）は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第六十八条の二　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一　常用漢字表に掲げる字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）

二　別表第二に掲げる字体

三　その他法務大臣の定める字体

第六十九条　戸籍法第百十八条第一項ただし書の電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

第十一条　戸籍法第十条第三項（同法第十条の二第六項、第十二条の二及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

［一・二　同上］

第二十一条　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。但し、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

［一～七　同上］

八　第七十九条の二第二項の規定による届出等であるときは、その旨

［②・③　同上］

第四十八条　［同上］

②　［同上］

③　第一項の書類で非本籍人に関するものの保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第五十二条の二　戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求並びに届書その他市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求（以下この条において「証明書等の請求」という。）について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号イ並びに第十一条の三本文の規定を、同法第四十八条第三項において証明書等の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一条の五の規定を準用する。

第五十三条の四　［同上］

［②～⑥　同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

第六十八条　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

［条を加える。］

第六十九条　戸籍法第百十八条第一項ただし書の電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、次の各号に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍

二　除籍簿につづられた除かれた戸籍

第七十三条の二　戸籍法第百二十条の二第一項の規定により同法第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合において、請求をする者は、市町村長に対し、第十一条の二第一号の方法により、当該請求をする者の氏名及び住所又は生年月日を明らかにしなければならない。

②　戸籍法第百二十条の二第一項の規定により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、第十一条の二第一号の方法により、当該請求の任に当たつている者の氏名及び所属機関、住所又は生年月日を明らかにしなければならない。

③　前項の請求をする場合において、戸籍法第十条第三項の規定に基づき戸籍証明書等の送付の請求をするときは、第十一条の二第五号ロの方法によることができる。

第七十三条の三　前条第一項又は第二項の請求により交付する戸籍証明書等には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十九号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第七十三条の四　市町村長が第七十三条の二第一項又は第二項の請求により戸籍証明書等を交付した場合は、本籍地の市町村長に対してその旨の情報を提供するものとする。

第七十四条　［略］

②　第七十三条第三項から第九項までの規定は前項の戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書に、第十四条第一項ただし書及び第二項の規定は前項の場合に準用する。

第七十五条　戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条から第七十五条の三まで、第七十九条及び第七十九条の九の二において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

②・③　略］

④　前三項の規定は、戸籍法第十一条、第十一条の二第一項及び第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の原戸籍（以下「再製原戸籍」という。）の副本について準用する。

⑤　［略］

第七十五条の二　法務大臣は、前条第一項又は第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、法務大臣は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

②　［略］

③　次の各号に掲げる再製原戸籍の副本の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　戸籍法第十一条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本　当該年度の翌年から一年

二　戸籍法第十一条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本　当該年度の翌年から百五十年

三　戸籍法第十一条の二第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本　当該年度の翌年から一年

④　法務大臣は、除かれた戸籍の副本又は再製原戸籍の副本で、前二項に規定する保存期間を満了したものを廃棄するときは、あらかじめ、その旨の決定をしなければならない。

⑤　法務大臣は、前項の廃棄をしたときは、本籍地の市町村長にその旨を通知するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第七十四条　［同上］

②　前条第三項から第九項までの規定は前項の戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書に、第十四条第一項ただし書及び第二項の規定は前項の場合に準用する。

第七十五条　戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条、次条及び第七十九条において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

［②・③　同上］

［項を加える。］

④　［同上］

第七十五条の二　法務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、法務大臣は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

②　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

第七十五条の三　市町村長は、戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができる。

②　法務大臣は、戸籍法第四十条又は第四十一条第一項の規定により大使、公使又は領事に届出又は提出された書類の確認に必要な範囲内において、外務大臣に対し、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を提供することができる。

③　法務大臣は、戸籍法第百二条、第百二条の二、第百四条の二又は第百五条の規定に基づく戸籍の記載が適正に行われることを確保するために必要な範囲内において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を提供することができる。

一　法務省職員　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第三条第一項、第十七条第一項若しくは第二項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出に関する事務

二　外務省職員　国籍法第三条第一項若しくは第十七条第二項の規定による国籍取得の届出、選択の宣言又は国籍離脱の届出に関する事務

④　第二項及び前項第二号の規定による情報の提供は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と外務大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十六条　［略］

②　［略］

③　受付帳が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、受付帳に記録した後遅滞なく、当該受付帳に記録された事項（以下「受付帳情報」という。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

④　前項に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも受付帳情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

⑤　前二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十六条の二　法務大臣は、前条第三項又は第四項の規定によつてその使用に係る電子計算機に受付帳情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

②　受付帳情報の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

③　第七十五条の二第四項及び第五項の規定は、受付帳情報について準用する。

第七十八条の二　戸籍法第百二十条の四第一項の届書等は、次の各号に掲げるものとする。

一　戸籍の記載をするために提出された届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判に係る書面（戸籍法又はこの省令の規定により添付し、又は提出すべきこととされている書面を含む。）

二　戸籍法第二十四条第二項の規定による戸籍の訂正に係る書面

三　戸籍法第四十四条第三項の規定による戸籍の記載に係る書面

四　第五十三条の四第二項の書面

五　第五十三条の四第五項の取下げに係る書面

［条を加える。］

第七十六条　［同上］

②　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

②　戸籍法第百二十条の四第一項の規定による届書等情報の作成は、前項の届書等に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録及び当該届書等に記載されている事項に基づき市町村長の使用に係る電子計算機に入力された文字情報を当該電子計算機に記録する方法により行うものとする。

③　市町村長（第一項第二号から第五号までの書面にあつては、本籍地の市町村長に限る。）は、第一項の届書等を受理した後遅滞なく、前項の規定に基づき作成された届書等情報を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合は、この限りでない。

④　前項本文に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも届書等情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

⑤　市町村長が、戸籍法第四十二条の規定により書類の送付を受けたときも、前三項と同様とする。

⑥　前三項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十八条の三　法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

②　次の各号に掲げる前項の届書等情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　前条第一項第一号から第三号までの書面　当該年度の翌年から十年

二　前条第一項第四号の書面　当該年度の翌年から百年（ただし、第五十三条の四第五項の取下げその他の事由により効力を失つた場合は、当該年度の翌年から三年）

三　前条第一項第五号の書面　当該年度の翌年から三年

③　第七十五条の二第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する届書等情報について準用する。

④　第五十二条の規定にかかわらず、前条第二項の規定により作成された届書等情報の基となつた届書、申請書その他の書類は、適切と認められる方法により保存すれば足りる。

［条を加える。］

第七十八条の四　戸籍法第百二十条の五第一項及び第三項の通知は、同法第百十八条第一項の電子情報処理組織を使用してするものとし、当該通知を受けた市町村長は、前条第一項の届書等情報（当該通知に係るものに限る。）の内容を参照することができる。

②　戸籍法第百二十条の四に規定する場合において、第二十五条から第二十九条まで、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二、第五十四条及び第七十九条の規定は、適用しない。

③　第四十一条第一項の規定は、原籍地の市町村長が第七十八条の二第三項の規定によつて届書等情報を送信した場合に準用する。この場合において、第四十一条第一項中「新本籍地の市町村長にこれを送付し」とあるのは、「第七十八条の二第三項の規定により当該届書等に係る届書等情報を送信し」と読み替えるものとする。

④　第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［条を加える。］

第七十八条の五　戸籍法第百二十条の六第一項の法務省令で定める方法は、日本産業規格Ａ列三番又は四番の用紙に出力する方法とする。

②　届書等情報の内容に関する証明書には、市町村長が、付録第三十号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

［条を加える。］

第四章の二　戸籍電子証明書等

第七十九条の二　戸籍法第百二十条の三第一項の戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書等」という。）の電磁的記録の方式については、法務大臣の定めるところによる。

②　戸籍電子証明書等には、市町村長が、付録第三十一号書式による付記をしなければならない。

③　第七十三条の二第一項の規定は、戸籍法第百二十条の三第一項の規定により同法第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合に、第七十三条の二第二項及び第三項の規定は、戸籍法第百二十条の三第一項の規定により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してするものに限る。）をする場合に準用する。

第七十九条の二の二　戸籍法第百二十条の三第二項の戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）は、アラビア数字の組合せにより、戸籍電子証明書等ごとに定める。

②　戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行するには、付録第三十二号様式によらなければならない。

③　戸籍電子証明書提供用識別符号等の有効期間は、発行の日から起算して三箇月とする。

④　第七十三条の四の規定は、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行した場合に準用する。

第七十九条の二の三　戸籍法第百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

②　戸籍法第百二十条の三第三項の規定による戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第百十八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

③　前項の戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

④　市町村長は、第一項の規定による戸籍電子証明書等の提供をするときは、法務大臣により電子署名が行われた戸籍電子証明書等と当該電子署名に係る電子証明書を併せて法務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四章の三　［略］

第七十九条の二の四　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第五に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　市町村長に対してする別表第六に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

③　市町村長に対してする戸籍電子証明書等を戸籍法第百二十条の三第三項に規定する行政機関等に提供することの請求（以下「戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求」という。）は、第一項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

［章を加える。］

第四章の二　［同上］

第七十九条の二　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第三に掲げる書面の交付の請求は、市町村長の使用に係る電子計算機と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　戸籍法第百十八条第一項の市町村長に対してする別表第四に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

［項を加える。］

第七十九条の三　前条第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求をする者は、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求書、届書若しくは申請書又は発行等の請求書に記載すべきこととされている事項に係る情報を市町村長の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。この場合において、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求、届出等又は発行等の請求の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。

［②～④　略］

第七十九条の四　削除

第七十九条の五　別表第七に掲げる書面の交付は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行（以下「符号の発行」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

③　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により前二項の書面の交付又は符号の発行を受けることを希望する旨の市町村長の定めるところにより行う届出とする。

第七十九条の六　市町村長は、前条第一項の規定による書面の交付をするときは、第六十六条第一項又は第七十三条第一項各号の証明書に記載すべきこととされている事項に係る情報（第七十三条第一項各号の証明書については、付録第三十三号書式に係る情報を含む。）を、これについて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織に備えられたファイルに記録しなければならない。

②　市町村長は、前条第二項の規定による符号の発行をするときは、第七十九条の二の二第二項に係る情報を前項のファイルに記録しなければならない。

第七十九条の八　［①］第七十九条の二の四第一項の戸籍謄本等の交付の請求は、当該請求をする戸籍又は除かれた戸籍の本籍地でしなければならない。

②　第七十九条の二の四第二項の届出等は、届出事件の本人の本籍地でしなければならない。ただし、戸籍法第六十一条及び第六十五条に規定する届出は母の本籍地で、同法第百二条の二、第百十条及び第百十一条に規定する届出は新本籍地で、外国人に関する届出は届出人の所在地でしなければならない。

③　第七十九条の二の四第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求は、当該請求をする戸籍又は除かれた戸籍の本籍地でしなければならない。

第七十九条の九　第七十八条の二から第七十八条の五までの規定は、第七十九条の二の四第二項の規定による届出等がされた場合に準用する。

②　前項の場合においては、第七十八条の二第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織により届書等情報を作成することができる。

第七十九条の三　前条第一項の交付の請求又は同条第二項の届出等をする者は、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求書又は届書若しくは申請書に記載すべきこととされている事項に係る情報を市町村長の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。この場合において、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求又は届出等の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。

［②～④　同上］

第七十九条の四　戸籍法第四十八条第二項の規定による前条第一項の情報の閲覧は、日本産業規格Ａ列三番の用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。

第七十九条の五　別表第五に掲げる書面の交付は、市町村長の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

［項を加える。］

②　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により前項の書面の交付を受けることを希望する旨の市町村長の定めるところにより行う届出とする。

第七十九条の六　市町村長は、前条の規定による書面の交付をするときは、第六十六条第一項又は第七十三条第一項各号の証明書に記載すべきこととされている事項に係る情報（第七十三条第一項各号の証明書については、付録第二十九号書式に係る情報を含む。）を、これについて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

［①］　第七十九条の二第二項の届出等は、届出事件の本人の本籍地でしなければならない。ただし、戸籍法第六十一条及び第六十五条に規定する届出は母の本籍地で、同法第百二条の二、第百十条及び第百十一条に規定する届出は新本籍地で、外国人に関する届出は届出人の所在地でしなければならない。

［項を加える。］

第七十九条の九　第七十九条の二第二項の規定による届出等がされた場合には、第二十五条又は第二十六条の規定による他の市町村長への届書又は申請書の送付は、当該届書又は申請書に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信する方法により行う。ただし、当該情報を出力することにより作成した書面を送付することを妨げない。

②　前項ただし書の書面を送付するときは、その記載に接続して付録第三十号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第七十九条の九の二　法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて第七十九条の二の四第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求（以下本条において「請求等」という。）をする者に対して、当該請求等に必要な範囲内において、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報のうち本籍及び戸籍の筆頭に記載した者の氏名その他の当該請求等に必要な情報（電子情報処理組織により自動的に特定したものに限る。）を提供することができる。

②　前項の規定による情報の提供は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十九条の十二　戸籍法第百二十六条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書を交付することによつて行うものとする。この場合において、戸籍等に記載した事項についての証明書は、付録第三十四号書式によつて作らなければならない。

［②・③　略］

④　前項の場合において、第二項の書面は、付録第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十五号様式によつて作らなければならない。

⑤　第三項の場合において、第二項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十六号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

別表第二（第六十条、第六十八条の二関係）

一　［略］

二　［略］

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字又は第六十八条の二第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

別表第三（第七十八条の四第四項関係）

第二十条第一項	その送付を受けたときは、その書類	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けたときは、当該通知に係る届書等情報
第二十一条第一項本文及び同項第五号	送付を	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を
第三十条第五号	他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を
第四十一条第二項	前項の書類の送付を受けたときは、これ	戸籍法第百二十条の五第三項の通知を受けたときは、当該届書等情報

［条を加える。］

第七十九条の十二　戸籍法第百二十六条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書を交付することによつて行うものとする。この場合において、戸籍等に記載した事項についての証明書は、付録第三十一号書式によつて作らなければならない。

［②・③　同上］

④　前項の場合において、第二項の書面は、付録第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十二号様式によつて作らなければならない。

⑤　第三項の場合において、第二項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十三号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

別表第二　漢字の表（第六十条関係）

一　［同上］

二　［同上］

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字であり、当該括弧外の漢字とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

［別表を加える。］

別表第四（第七十九条の二の三第一項関係）

一　外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査

別表第五（第七十九条の二の四第一項関係）

［略］

別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）

［略］

別表第七（第七十九条の五第一項関係）

［略］

附録目録

［第一号～第二十八号　略］

第二十九号　第七十三条の三の書面の付記の書式

第一　戸籍の全部事項証明書

第二　除かれた戸籍の全部事項証明書

第三十号　届書等情報内容証明書の付記の書式

第三十一号　戸籍電子証明書等の付記の書式

第三十二号　戸籍電子証明書提供用識別符号等の様式

第一　戸籍電子証明書提供用識別符号

第二　除籍電子証明書提供用識別符号

第三十三号　第七十九条の六第一項括弧書きの情報の書式

第一　戸籍の全部事項証明書

第二　戸籍の個人事項証明書

第三　戸籍の一部事項証明書

第四　除かれた戸籍の全部事項証明書

第五　除かれた戸籍の個人事項証明書

第六　除かれた戸籍の一部事項証明書

第三十四号　第七十九条の十二第一項の書面の書式

第三十五号　第七十九条の十二第四項の書面の書式

第一　戸籍の一部を証明した書面

第二　除かれた戸籍の一部を証明した書面

第三十六号　第七十九条の十二第五項の書面の付記の書式

第一　戸籍の一部を証明した書面

第二　除かれた戸籍の一部を証明した書面

［別表を加える。］

別表第三（第七十九条の二第一項関係）

［同上］

別表第四（第七十九条の二第二項関係）

［同上］

別表第五（第七十九条の五関係）

［同上］

附録目録

［第一号～第二十八号　同上］

第二十九号　第七十九条の六括弧書きの情報の書式

第一　戸籍の全部事項証明書

第二　戸籍の個人事項証明書

第三　戸籍の一部事項証明書

第四　除かれた戸籍の全部事項証明書

第五　除かれた戸籍の個人事項証明書

第六　除かれた戸籍の一部事項証明書

第三十号　第七十九条の九第一項ただし書の書面に付記する書式

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

付録第三十号書式を削除し、付録第三十一号書式から付録第三十三号書式までを三号ずつ繰り下げ、付録第二十九号書式を付録第三十三号書式とし、付録第二十八号書式の次に次の四付録を加える。

付録第二十九号書式（第七十三条の三関係）

第一　戸籍の全部事項証明書

これは、本籍地の戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
（戸籍法第120条の２第１項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職印

第二　除かれた戸籍の全部事項証明書

これは、本籍地の除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
（戸籍法第120条の２第１項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職印

これは、届書等情報の内容を証明した書面である。
（戸籍法第120条の６第１項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職印

これは、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書である。
（戸籍法第120条の３）
令和何年何月何日

付録第三十号書式（第七十八条の五第二項関係）

付録第三十一号書式（第七十九条の二第二項関係）

付録第三十二号様式（第七十九条の二の二第二項関係）

第一　戸籍電子証明書提供用識別符号

本籍

筆頭者

戸籍電子証明書提供用識別符号
1111-1111-1111-1111

これは、戸籍電子証明書提供用識別符号である。
（戸籍法第120条の３第２項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職印

第二　除籍電子証明書提供用識別符号

本籍

筆頭者

除籍電子証明書提供用識別符号
1111-1111-1111-1111

これは、除籍電子証明書提供用識別符号である。
（戸籍法第120条の３第２項）
令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職印

附録第七号番号２、８、11、12、14、16、17、21、27、33から37まで、39、41、45、47、51、62、65、68から72まで、76、79から81まで、84、88、90から92まで、94、102、104、106、118、119、140、147、150、154、157、165、167、170、183、188、189、191、192、194、195、198、205及び207中「区長から送付」を「区長から通知」に改める。

附録第七号番号６中「市長から送付」を「市長から通知」に改める。

付録第二十四号中「【認知日】令和５年１月７日」を「【送付を受けた日】令和５年１月７日」に、「【送付を受けた日】令和５年１月10日」を「【通知を受けた日】令和７年１月10日」に、「【届出日】令和５年１月15日」を「【届出日】令和７年１月15日」に、「【親権者を定めた日】令和５年１月20日」を「【親権者を定めた日】令和７年１月20日」に、「【民法817条の２による裁判確定日】令和５年２月12日」を「【民法817条の２による裁判確定日】令和７年２月12日」に、「【届出日】令和５年２月15日」を「【届出日】令和７年２月15日」に改める。

付録第二十五号２、６、８、11、12、14、16、17、21、27、33から37まで、39、41、45、47、51、62、65、68から72まで、76、79から81まで、84、88、90から92まで、94、102、104、106、118、119、140、147、150、154、157、165、167、170、183、188、189、191、192、194、195、198、205及び207中「【送付を受けた日】令和５年１月７日」を「【通知を受けた日】令和７年１月７日」に、「【送付を受けた日】令和５年１月10日」を「【通知を受けた日】令和７年１月10日」に、「【届出日】令和５年１月15日」を「【届出日】令和７年１月15日」に、「【親権者を定めた日】令和５年１月20日」を「【親権者を定めた日】令和７年１月20日」に、「【民法817条の２による裁判確定日】令和５年２月12日」を「【民法817条の２による裁判確定日】令和７年２月12日」に、「【届出日】令和５年２月15日」を「【届出日】令和７年２月15日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

（届書等の保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の戸籍法施行規則第四十八条第二項の規定によって送付された書類の保存については、なお従前の例による。

（請求することができる書面等に関する経過措置）

第三条　戸籍法第百二十条の二第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面に限り、請求することができるものとする。

２　戸籍法第百二十条の三第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項の全部を証明した電磁的記録に限り、請求することができるものとする。

○法務省令第六号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。						
東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　豊田市　大阪市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　静岡市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	
四、六七二円	四、五六三円	四、五三六円	四、四五五円	四、四〇〇円	四、二九二円	

改正前						
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。						
東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　豊田市　大阪市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　静岡市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	
四、五七一円	四、四六六円	四、四四〇円	四、三六一円	四、三〇八円	四、二〇三円	

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	四、二一〇円
上記以外の市町村	四、一二九円

2　［略］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	五、四八四円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	五、三四九円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	五、三一六円
神戸市	五、二一五円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	五、一四八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	五、〇一四円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	四、九一三円
上記以外の市町村	四、八一二円

2　［略］

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	四、一二四円
上記以外の市町村	四、〇四五円

2　［同上］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	五、三五六円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	五、二二六円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	五、一九三円
神戸市	五、〇九六円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	五、〇三一円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、九〇一円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	四、八〇三円
上記以外の市町村	四、七〇六円

2　［同上］

（特例）

第七条　［略］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前四条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和五年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき四十六万四千八百四円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五七六、七三六円	五五八、〇一三円	五五三、三三二円	五三九、二九〇円	五二九、九二八円	五一一、二〇五円

札幌市　栃木市　上記以外の市　新潟市　前橋市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	町村
四九七、一六三円	四八三、一二一円

［３～５　略］

第七条の三　［略］

２　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、認可事業者が、令和五年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

栃木市　岡山市	上記以外の市　町村
四五二、〇七五円	四三九、三四六円

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特例）

第七条　［同上］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前四条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和五年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき四十四万八千四百九十四円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五五六、七〇八円	五三八、六五三円	五三四、一三九円	五二〇、五九七円	五一一、五七〇円	四九三、五一四円

札幌市　栃木市　上記以外の市　新潟市　前橋市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	町村
四七九、九七三円	四六六、四三一円

［３～５　同上］

第七条の三　［同上］

２　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、認可事業者が、令和五年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

栃木市　岡山市	上記以外の市　町村
四三六、二二七円	四二三、九六〇円

３　［同上］

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和五年四月一日から適用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

○文部科学省令第三号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

文部科学大臣　盛山　正仁

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（共通事項の経理） **第三条**　機構は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（以下「機構法」という。）第二十二条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。 （短期借入金の認可の申請） **第四条**　［略］ **附　則** （寄付金の経理） **第二条**　機構法附則第九条第二項の規定により機構に寄附されたものとされた委任経理金（国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から大学共同利用機関の長に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。）の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十六年文部科学省令第十五号）第一条の規定による廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和三十九年文部省令第十四号）第二条第一項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第三項の規定により示した使途に使用するものとして経理するものとする。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［条を加える］ （短期借入金の認可の申請） **第三条**　［同上］ **附　則** （寄付金の経理） **第二条**　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（次条において「機構法」という。）附則第九条第二項の規定により機構に寄附されたものとされた委任経理金（国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から大学共同利用機関の長に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。）の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十六年文部科学省令第十五号）第一条の規定による廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和三十九年文部省令第十四号）第二条第一項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第三項の規定により示した使途に使用するものとして経理するものとする。

附　則

この省令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。

○厚生労働省令第二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第四十一号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第七条の四十五　法第十九条の二十二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十七条の三第二項第一号において同じ。）を提示する方法とする。ただし、当該方法によることができない状況にあるときは、書面により提示する方法とする。	**第七条の四十五**　法第十九条の二十二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を提示する方法とする。ただし、当該方法によることができない状況にあるときは、書面により提示する方法とする。
第十七条　法第二十一条の四第五項の厚生労働省令で定める小児慢性特定疾病児童等に関する情報は、第七条の十八各号に掲げる事項に係る情報とする。	**第十七条**　削除
②　都道府県は、法第二十一条の四第五項の規定により、厚生労働大臣に対し同意小児慢性特定疾病関連情報（同項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報をいう。以下同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、書面により同意を得なければならない。	
③　法第二十一条の四第五項の厚生労働省令で定める者の同意は、医療費支給認定保護者に準ずる者又は医療費支給認定患者の保護者に準ずる者、配偶者若しくは配偶者に準ずる者の同意（当該医療費支給認定保護者の同意を得ることが困難である場合又は当該医療費支給認定患者の疾病の状態、治療の状況等からみて、当該医療費支給認定患者の同意を得ることが困難である場合に限る。）とする。	
④　法第二十一条の四第五項の規定により、厚生労働大臣から同意小児慢性特定疾病関連情報の提供を求められた場合には、都道府県は、当該情報を、電子情報処理組織（都道府県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と厚生労働省が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記載した書面若しくは当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。	
第十七条の二　法第二十一条の四の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	（新設）
一　同意小児慢性特定疾病関連情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。	
二　同意小児慢性特定疾病関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。	

三　同意小児慢性特定疾病関連情報と当該同意小児慢性特定疾病関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により同意小児慢性特定疾病関連情報と当該同意小児慢性特定疾病関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五　前各号に掲げる措置のほか、同意小児慢性特定疾病関連情報に含まれる記述等と当該同意小児慢性特定疾病関連情報を含む同意小児慢性特定疾病関連情報データベース（同意小児慢性特定疾病関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の同意小児慢性特定疾病関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成する他の同意小児慢性特定疾病関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該同意小児慢性特定疾病関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

第十七条の三　法第二十一条の四の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報（同項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供の申出をしなければならない。

一　提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五号に規定する法人番号をいう。）

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を特定するために必要な事項

八　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法

（新設）

九　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用目的

十　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

十一　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者が第十七条の七第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二　前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ　次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　提供申出者が公的機関である場合　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の直接の利用目的が小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

(2)　提供申出者が大学その他の研究機関である場合　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の直接の利用目的が小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究に資する目的である旨

(3)　提供申出者が次条に規定する者である場合　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の直接の利用目的が第十七条の五第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して作成する成果物の内容

ニ　当該業務の成果物を公表する方法

ホ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ヘ　第十七条の七に規定する措置として講ずる内容

ト　当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受ける方法及び年月日

チ　イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

②　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

③　提供申出者は、匿名小児慢性特定疾病関連情報を第十七条の六に規定する匿名指定難病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第四十五条の四第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

④　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

⑤　厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

⑥　前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

⑦　提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

第十七条の四　法第二十一条の四の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、難病の患者に対する医療等に関する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三　法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五　前各号に掲げる者のほか、匿名小児慢性特定疾病関連情報等（匿名小児慢性特定疾病関連情報及び難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の二第一項に規定する匿名指定難病関連情報（以下「匿名指定難病関連情報」という。）をいう。以下この号及び第十七条の七第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第二十一条の四の二第一項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

第十七条の五　法第二十一条の四の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉の分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉の分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ　第十七条の七に規定する措置が講じられていること。

（新設）

（新設）

二　小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた調査の成果物が公表されること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三　小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四　小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

②　提供申出者が行う業務が法第二十一条の四の二第二項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報を匿名指定難病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

第十七条の六　法第二十一条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名指定難病関連情報とする。　（新設）

第十七条の七　法第二十一条の四の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。　（新設）

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名小児慢性特定疾病関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置
イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
(1)　法、難病の患者に対する医療等に関する法律、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
(2)　暴力団員等
(3)　匿名小児慢性特定疾病関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名小児慢性特定疾病関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う区域を特定すること。
ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
ハ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
ニ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を削除し、又は匿名小児慢性特定疾病関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
ロ　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
ハ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置
イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。
ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
ハ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱うことを禁止すること。

第十七条の八　法第二十一条の四の九の厚生労働省令で定める者は、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は法第二十一条の四の九に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

（新設）

第十七条の九　厚生労働大臣は、法第二十一条の四の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報を提供するときは、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者（法第二十一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が納付すべき手数料（法第二十一条の四の十第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

②　前項の通知を受けた匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十七条の十　令第二十三条の二第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

第十七条の十一　厚生労働大臣は、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者から令第二十三条の三第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第十七条第二項及び第四項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）	（略）	（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（新設）	（新設）	（新設）
第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条	都道府県知事		中核市の市長
第十七条第二項及び第四項	都道府県		中核市
第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	都道府県知事		中核市の市長
（略）	（略）	（略）	（略）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　調査及び研究（第四十五条の二―第四十五条の十二） 第三章・第四章　（略） 附則	目次 第一章　（略） （新設） 第二章・第三章　（略） 附則

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条	都道府県知事	（新設）	中核市の市長
第十八条の二十七第一項から第三項まで 第十八条の二十七第四項（第十八条の二十九第四項において準用する場合を含む。）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

第二章　調査及び研究

（調査及び研究の推進）

第四十五条の二　法第二十七条第五項の厚生労働省令で定める指定難病の患者に関する情報は、第十四条各号に掲げる事項に係る情報とする。

2　都道府県は、法第二十七条第五項の規定により、厚生労働大臣に対し同意指定難病関連情報（同項に規定する同意指定難病関連情報をいう。以下同じ。）を提供しようとするときは、あらかじめ、書面により同意を得なければならない。

3　法第二十七条第五項の厚生労働省令で定める者は、当該指定難病の患者の保護者、配偶者その他これらに準ずる者（当該指定難病の患者の病状の程度、治療の状況等からみて、当該患者の同意を得ることが困難である場合に限る。）とする。

4　法第二十七条第五項の規定により、厚生労働大臣から同意指定難病関連情報の提供を求められた場合には、都道府県は、当該情報を、電子情報処理組織（都道府県が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と厚生労働省が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記載した書面若しくは当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

（法第二十七条の二第一項の厚生労働省令で定める基準）

第四十五条の三　法第二十七条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　同意指定難病関連情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　同意指定難病関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三　同意指定難病関連情報と当該同意指定難病関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により同意指定難病関連情報と当該同意指定難病関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五　前各号に掲げる措置のほか、同意指定難病関連情報に含まれる記述等と当該同意指定難病関連情報を含む同意指定難病関連情報データベース（同意指定難病関連情報を含む情報の集合物であって、特定の同意指定難病関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成する他の同意指定難病関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該同意指定難病関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（新設）

（匿名指定難病関連情報の提供に係る手続等）

第四十五条の四　法第二十七条の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報（同項に規定する匿名指定難病関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名指定難病関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名指定難病関連情報の提供の申出をしなければならない。

一　提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五号に規定する法人番号をいう。）

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　当該匿名指定難病関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七　当該匿名指定難病関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名指定難病関連情報を特定するために必要な事項

八　当該匿名指定難病関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法

九　当該匿名指定難病関連情報の利用目的

十　当該匿名指定難病関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

十一　当該匿名指定難病関連情報を取り扱う者が第四十五条の八第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二　前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名指定難病関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ　次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　提供申出者が公的機関である場合　当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的が難病対策に関する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

(2)　提供申出者が大学その他の研究機関である場合　当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的が難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究に資する目的である旨

(3)　提供申出者が次条に規定する者である場合　当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的が第四十五条の六第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ　当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ　当該匿名指定難病関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名指定難病関連情報を利用して作成する成果物の内容

ニ　当該業務の成果物を公表する方法

ホ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ヘ　第四十五条の八に規定する措置として講ずる内容

ト　当該匿名指定難病関連情報の提供を受ける方法及び年月日

チ　イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第五十条の二において同じ。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3　提供申出者は、匿名指定難病関連情報を第四十五条の七に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十七条の三第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5　厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名指定難病関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6　前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名指定難病関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7　提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第四十五条の五　法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、児童福祉法、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三　法人等であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五　前各号に掲げる者のほか、匿名指定難病関連情報等（匿名指定難病関連情報及び児童福祉法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報」という。）をいう。以下この号及び第四十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第二十七条の二第一項又は児童福祉法第二十一条の四の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第四十五条の六　法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉の分野の研究開発に資する分析であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名指定難病関連情報を難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉の分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名指定難病関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ　第四十五条の八に規定する措置が講じられていること。

二　難病対策に関する施策の企画及び立案に関する調査であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
イ　匿名指定難病関連情報を難病対策に関する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。
ロ　匿名指定難病関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。
ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
三　難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
イ　匿名指定難病関連情報を難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究の用に供することを直接の目的とすること。
ロ　匿名指定難病関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。
ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
四　難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資する業務であって前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
イ　匿名指定難病関連情報を難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。
ロ　匿名指定難病関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。
ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

2　提供申出者が行う業務が法第二十七条の二第二項の規定により匿名指定難病関連情報を匿名小児慢性特定疾病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、児童福祉法施行規則第十七条の五第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（匿名指定難病関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第四十五条の七　法第二十七条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名小児慢性特定疾病関連情報とする。

（法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置）

第四十五条の八　法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置
イ　匿名指定難病関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。
ロ　匿名指定難病関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
ハ　匿名指定難病関連情報に係る管理簿を整備すること。
ニ　匿名指定難病関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
ホ　匿名指定難病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。
二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置
イ　匿名指定難病関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
(1)　法、児童福祉法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　暴力団員等

(3)　匿名指定難病関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名指定難病関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ　匿名指定難病関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ　匿名指定難病関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　匿名指定難病関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ　匿名指定難病関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

ニ　匿名指定難病関連情報を削除し、又は匿名指定難病関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ　匿名指定難病関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名指定難病関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　匿名指定難病関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ　匿名指定難病関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名指定難病関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ　匿名指定難病関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名指定難病関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（法第二十七条の九の厚生労働省令で定める者）

第四十五条の九　法第二十七条の九の厚生労働省令で定める者は、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は法第二十七条の九に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

（手数料に関する手続）

第四十五条の十　厚生労働大臣は、法第二十七条の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報を提供するときは、匿名指定難病関連情報利用者（法第二十七条の三に規定する匿名指定難病関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名指定難病関連情報利用者が納付すべき手数料（法第二十七条の十第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた匿名指定難病関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面）

第四十五条の十一　令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

第四十五条の十二　厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者から令第十一条第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名指定難病関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第三章　療養生活環境整備事業

（法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法）

第五十条の二　法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法は、書面又は個人番号カードを提示する方法とする。

第四章　雑則

（大都市の特例）

第五十三条　令第十三条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四十五条の二第二項及び第四項	都道府県	指定都市
第五十条の三		
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（令和六年能登半島地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）	（新設）
第十七条の五の三　令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練	

（令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面）

第四十五条の十一　令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

第四十五条の十二　厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者から令第十一条第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名指定難病関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第三章　療養生活環境整備事業

（法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法）

第五十条の二　法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法は、書面又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を提示する方法とする。

第三章　雑則

（大都市の特例）

第五十三条　令第十一条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第五十条の三	都道府県	指定都市
（略）	（略）	（略）

助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和五年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（返還命令等に関する暫定措置）

第十七条の六　附則第十七条の五の二の規定により、附則第十五条の規定による支給を受ける場合における第百四十条の三第一項の規定の適用については、同項中「二割」とあるのは、「二倍」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三十九号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

経済産業大臣　齋藤　健

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　［略］ （この省令の失効） 2　この省令は、令和十一年二月二十五日限り、その効力を失う。	**附　則** （施行期日） 1　［略］ （この省令の失効） 2　この省令は、平成三十六年二月二十九日限り、その効力を失う。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

○防衛省令第二号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の六の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

防衛大臣　木原　稔

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例に関する手続） **第八十八条の三**　法第百十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。 ２・３　［略］	（漁港漁場整備法の特例に関する手続） **第八十八条の三**　法第百十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。 ２・３　［同上］
別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一－第八十八条の十六関係）	別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一－第八十八条の十六関係）
年　月　日 （管理者 国土交通大臣 環境大臣 都道府県知事 許可の権限を有する者）　殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による規制行為実施通知書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。 記 1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先 2　行為に着手する時期 3　行為をする場所 4　行為の内容 5　その他参考事項	年　月　日 （管理者 国土交通大臣 環境大臣 都道府県知事 許可の権限を有する者）　殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による規制行為実施通知書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。 記 1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先 2　行為に着手する時期 3　行為をする場所 4　行為の内容 5　その他参考事項
備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）	備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）

第　　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第1項の規定」と記載する。 2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「　　国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「　　促進区域内海域」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「　　市宅地造成等工事規制区域」又は「　　市特定盛土等規制区域」等） 　また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「土地の形質の変更」、「土石の堆積」等）	第　　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第1項の規定」と記載する。 2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港漁場整備法：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「　　国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市　　島」、津波防災地域づくりに関する法律：「　　市津波防護施設区域」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「　　促進区域内海域」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「　　市宅地造成等工事規制区域」又は「　　市特定盛土等規制区域」等） 　また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等） 3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等、津波防災地域づくりに関する法律：「土地の占用」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律：「促進区域内海域の占用」、宅地造成及び特定盛土等規制法：「土地の形質の変更」、「土石の堆積」等）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。